

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第24号

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則（平成23年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p><b>第15条</b> 条例第22条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、<u>給餌台</u>若しくは給水台を設置すること。</p> <p>イ～ヒ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～セ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(監視地区内における届出を要しない行為)</p> <p><b>第20条</b> 条例第24条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 水産資源保護法<u>第17条第1項</u>に規定す</p>	<p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p><b>第15条</b> 条例第22条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、<u>給餌台</u>若しくは給水台を設置すること。</p> <p>イ～ヒ (略)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第22条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～セ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(監視地区内における届出を要しない行為)</p> <p><b>第20条</b> 条例第24条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 水産資源保護法<u>第21条第1項</u>に規定す</p>

る保護水面の管理計画に基づいて行う行 為 オ～コ (略) (7) (略)	る保護水面の管理計画に基づいて行う行 為 オ～コ (略) (7) (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「申請・届出者 住所 ( 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 )  
氏名 ( 法人にあつては、その ) ⑩  
名称及び代表者の氏名  
職業 ( 法人にあつては、その ) を  
主たる業務

電話番号

( 氏名 ( 法人にあつては、その代表者の氏名 ) を  
自署する場合は、押印は不要です。 ) 」

「 申請・届出者 住所 ( 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 )  
氏名 ( 法人にあつては、その ) に改める。  
名称及び代表者の氏名  
職業 ( 法人にあつては、その )  
主たる業務

電話番号

様式第3号中

「申請者 住所 ( 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 )  
氏名 ( 法人にあつては、その ) ⑩  
名称及び代表者の氏名 ) を

電話番号

( 氏名 ( 法人にあつては、その代表者の氏名 ) を  
自署する場合は、押印は不要です。 ) 」

「 申請者 住所 ( 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 )  
氏名 ( 法人にあつては、その ) に改める。  
名称及び代表者の氏名 )

電話番号

様式第5号中

「申請者 住所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名 〔 法人にあつては、その 〕 ㊟  
名称及び代表者の氏名 〕  
職業 〔 法人にあつては、その 〕 を  
主たる業務 〕

電話番号

〔 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 〕」

「 申請者 住所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名 〔 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 に改める。  
職業 〔 法人にあつては、その  
主たる業務 〕

電話番号

様式第6号中

「届出者 住所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名 〔 法人にあつては、その 〕 ㊟  
名称及び代表者の氏名 〕  
職業 〔 法人にあつては、その 〕 を  
主たる業務 〕

電話番号

〔 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 〕」

「 届出者 住所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名 〔 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 に改める。  
職業 〔 法人にあつては、その  
主たる業務 〕

電話番号

様式第7号中

「届出者 住 所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあつては、その ㊟  
名称及び代表者の氏名 〕 を  
電話番号  
〔 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を 〕  
自署する場合は、押印は不要です。 〕」

「 届出者 住 所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあつては、その 〕 に改める。  
名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号 〕」

様式第9号中

「申請者 住 所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあつては、その ㊟  
名称及び代表者の氏名 〕 を  
電話番号  
〔 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を 〕  
自署する場合は、押印は不要です。 〕」

「 申請者 住 所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあつては、その 〕 に改める。  
名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号 〕」

様式第11号中

「申請・届出者 住 所 〔 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあつては、その ㊟  
名称及び代表者の氏名 〕 を  
電話番号  
〔 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を 〕  
自署する場合は、押印は不要です。 〕」

「 申請・届出者 住 所 〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 に改める。  
電話番号 』

様式第12号及び様式第13号中

「届出者 住 所 〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 ㊞ を  
電話番号

〔 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 〕 』

「 届出者 住 所 〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 に改める。  
電話番号 』

様式第14号中

「申請者 住 所 〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 ㊞ を  
電話番号

〔 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 〕 』

「 申請者 住 所 〔 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 〕  
氏 名 〔 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 〕 に改める。  
電話番号 』

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。